

日本における多言語・多文化社会の歴史(3)

子どもの教育問題に焦点をあてて

河路 由佳(東京外国語大学)

- * 日本は「単一民族国家」であったことがあるか?
- * ないとしたら、「単一民族国家」(神話)とは何だろうか?¹

1. 近代日本<の/とつながりのある>子どもたちにとっての「多言語・多文化」 事前配布テキストより²。

- (1) 「日本」の植民地・占領地における非日本語母語話者の子どもの教育事情
- (2) 「日本人」の子どもの、移民先(非日本語使用環境)における教育事情

本日の講義では、「日本」における「外国人」の子どもの教育に焦点を当てる。

2. 在日朝鮮人の子どもたちの教育の歴史

- (1) 1945年の太平洋戦争終結まで・・・日本の小学校・国民学校への就学義務の時代
- (2) 1945年8月の「解放」から1949年秋まで
・・・朝鮮人学校就学が主流の時代
- (3) 1949年秋から1955年まで・・・「日本の学校」への就学義務
都立朝鮮人学校の時代
- (4) 1955年以降・・・朝鮮人学校・韓国学園・一般の「日本人の学校」に分散して就学

2-1. 1945年の太平洋戦争終結までの「半島児童教育」について

2-1-1 在日朝鮮人の人数と児童数

(表1) 在日朝鮮人の人数【姜徹(1987) p24より抜粋。】

(1910年8月には790人、うち約600人は留学生)

1911年	2,527人
1917年	14,501人
1923年	80,617人
1929年	276,031人
1935年	625,678人
1938年	799,865人
1940年	1,190,444人
1943年	1,882,426人
1945年8月	2,365,262人

¹ 小熊英二(1995)『単一民族神話の起源 <日本人>の自画像の系譜』(新曜社)を参照。翻訳も出てい
る。(A Genealogy of 'Japanese' Self-images, trans. by David Askew, Trans Pacific Press, 2002).

² 河路由佳(2006)「近代日本の国語教科書に描かれた『日本語普及』」(『東京外国語大学論集 第72号』
東京外国語大学)

(表2) 在日朝鮮人児童数【樋口雄一(1986) p.205より抜粋】

	児童数	朝鮮人人口	人口との対比
1933年	12,724人	425,876人	2.9%
1937年	63,060人	735,689人	8.6%
1944年	201,190人	1,936,842人	10.4%

子どもたちは「日本人」であり、日本の学校への就学が義務付けられた。

* 下関向山校(1938)「半島児童教育所感」【小沢有作(1978) pp.328-337】

- 全校生徒数 1,623人(男 854人、女 769人)のうち、
- 「半島児童」数 311人(男 200人、女 111人) 11.1%を占める。
- 子どもは「内地生まれ」が147人、
- 保護者内地移住年月は、5年以上10年未満が141人、10年以上のものが106人
- 「児童は内地語は十分話し得て不自由はない。ただ野卑下品の言葉遣は多い」
- 「現実の悩み」
- * 子どもの家庭は、「比較的下層級の労働者」で母親の大部分は「内地語」が話せない。
- * 子どもたちの「集団部落」は狭い長屋に多くの家族が起居しており、「無趣味、殺風景、家の周囲近辺も不潔」であり、望ましくない環境にある。
- * 「学業操行共に善良優秀児も絶無ではないが、今のところ不良児が多い」
- 「諸種の対策案」
- * 半島児童のみの学校(または学級)設置案・・・分離教育
- * 折衷案・・・ある学年までは分離教育せしめその後内地児童と共存せしむる案
- 「実施難色と思われる点」
- 学校設置の経費、教師の獲得が難しいか、「半島人」の了解が得られるか
- * 子どもだけを教育しても効果が上がらない。同時に家庭、特に母親への指導を考慮する必要がある。
- * 児童の住居の改善、衛生状況の改善、「風俗習慣の不良点の改善」も必要である。

2-1-2 中央協和会

1939年に厚生省内に中央協和会が設置された。

協和事業推進の論理【武田行雄(1940)「協和事業とは何んなものか」(小沢(1978) pp.338-345 (ママ) 所収)より】

(1) 協和事業の目的

- * 第一に、協和事業は「一視同仁」の聖旨を奉体して、之を事業の出発点とし、指導精神とし、又帰着点とするものであります。
- * 第二に、協和事業は、内地に在住する外地同胞を速かに内地の生活に融け込ませしむるものであります。
- * 第三に、協和事業は国民偕和の実を収むる事を目的と致して居ります。

(2) 協和事業の方法

- * 第一に、協和事業は、外地の人々を、内地生活を基準として指導教化して、生活の安定向上を図り、尽忠の精神を啓培するのであります。
- * 第二の方法として、協和事業は、内地の人々の、外地同胞に対する理解を啓発していはれの無い優越感を棄て去らせて相互の信頼を深め、相愛の情誼の促進に努むるものであります。

資料紹介 中央協和会(1940)『協和国語読本』、同(1944)『協和国語読本 指導要領』

2 - 2 . 1945年8月の「解放」から1949年秋までの朝鮮人学校

1945年8月以降1946年12月末までの帰国者数は、厚生省引揚援護局の数字で1,020,728人、そのほか、「非合法的」な帰国者が約81万人、日本国内には約60万人が残った。

「祖国解放」・・・子どもたちに朝鮮語を教える「国語講習所」が各地に建てられた。

1946年10月には 525の初等学校ができた。

1945年11月 アメリカが連合軍総司令官に発した基本指令のひとつに・・・

「台湾出身の中国人と朝鮮人とは」「軍事上の安全が許す限り解放人民として処遇」するが「必要な場合には敵国民として取り扱うことができる」

1947年10月 GHQ 民間情報教育局 「朝鮮人諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることが許されるとの例外を認めるほかは、日本(文部省)のすべての指令にしたがわせしめるよう、日本政府に指令する」

1948年1月24日 文部省学校教育局長通達「朝鮮人学校設立の取り扱いについて」

「朝鮮人の子弟であっても学齢に該当するものは、日本人同様市町村立または私立の小学校、または中学校に就学させなければならない」「私立の小学校または中学校の設置は学校教育法ので定めるところによって、都道府県監督庁(知事)の認可を受けなければならない。学齢児童又は学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない」

これに対して在日朝鮮人側の出した妥協的対策案は・・・

1. 教育用語を朝鮮語とする。
2. 教科書は朝鮮人初等教材編纂委員会が在日朝鮮人に適合するように編纂した教科書を使用する。
3. 経営管理は学校単位に組織された学校管理組合で行う。
4. 日本語を正課として採用する。

しかし、文部省は譲らず、武力による弾圧にのりだし、各地で抵抗運動。

1948年4月26日には、3万人が集まった大阪の集会で16歳の金^{キム}太^{テイル}が警官に射殺された。

紹介 「これがおれたちの学校だ」^{ホナムギ}許南麒(埼玉県川口朝聯初頭学院校長、1948)

1949年9月8日 民族教育の推進母体であった在日本朝鮮人聯盟(朝聯)を強制解散させ、同年10月12日には「朝鮮人学校閉鎖令」・・・朝聯が経営するとみなされた92校閉鎖され、残る245校には学校改組勧告が出された。

2 - 3 . 1949年から1955年 都立朝鮮人学校の時代

「朝鮮人学校閉鎖令」のあと・・・

自主学校(無認可校、兵庫・愛知・岡山など)、公立朝鮮人学校(東京など)、公立学校の分校(名古屋・大阪など)、日本の学校における民族学級(滋賀など13府県)の形で民族教育は続行された。

東京都立朝鮮人学校・・・小学校12、分校1、中学校1、高等学校1 の合計15校
一条校(学校教育法第一条に定められた学校)となった。

1952年9月27日 東京都教育長「朝鮮人子弟の公立小中学校及び高等学校への就学について」
「・・・法的には多少の疑義があるが、日本との平和条約第二章第二条³により、日本国は朝鮮の独立を承認し、朝鮮に対する統べての権利、権限を放棄すると規定してあるので、朝鮮人は当然日本の法令による義務教育を受ける権利を喪失すると共に、朝鮮人の子弟就学は左記による事が適当と考える」

「新に公立小・中学校及び高等学校に入学を希望する者の取扱いは、その学校の設置者において、次の条項により学校長に意見を出して入学を許可して差支えない。

イ．入学後は日本の法律に従って教育を受けることを承認した者に限る事。

ロ．朝鮮語、地理、歴史等の所謂民族課目は教育しないことを承認した者のみに限る事。

ハ．学校設備に余裕があり、かつ学校の運営に支障がない事を認定した時。

ニ．入学希望者を入学させて学校の秩序が乱れない事を認定出来る時。」

1954年10月4日 東京都教育委員会「都立朝鮮人学校は昭和30年3月31日限り廃校とする」

2 - 4 . 1955年以降

1965年12月28日 文部省事務次官通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」
「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められない」

しかし・・・

各種学校認定問題・・・1968年、美濃部東京都知事が朝鮮大学校を各種学校として認可。在日朝鮮人の民族教育権への共感と支援は、自治体を中心に広がってゆき、1975年には全国すべての朝鮮人学校が各種学校の認可を得るにいたった。

助成金問題・・・東京都は1970年に「市立学校教育研究補助金」を朝鮮学校に給付。1997年に愛媛県が助成金制度を設けたことにより、朝鮮学校のある29の都道府県のすべてで補助金支給が実現した。

スポーツ大会への出場、JRの定期券の学生割引・・・1990年代に次々実現。

³ サンフランシスコ条約第二章第二条「(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」

1991年「日韓覚書」を受けて、在日韓国人及びそれ以外の外国人の子どもの保護者に「就学案内」を送るようになった。

大学入学資格問題・・・1999年までは朝鮮学校出身者は日本の通信制高校に通って大検受験資格を得て、大検(2005年より「高等学校卒業程度認定試験」)を受けるほか進学がなかった。
「大学において・・・高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められた者」という大学認定条項による判断で、公立・私立大学は受験資格を認めていった。1998年京都大学大学院が受験資格を認め、1999年に文部省が外国人学校卒業生に大学院入学資格を認定するに至った。

2003年3月文部科学省は、欧米の学校評価教育機関の認定を受けたインターナショナルスクール出身者に大学受験資格を認め、アジア系の朝鮮・韓国、中華学校を排除した。
多くの抗議が寄せられ、2003年9月、文部科学省はこれを再検討し、
欧米系の学校評価機関の認定を受けた外国人学校卒業生(インターナショナルスクール)
外国の正規の課程と同等と位置づけられていることが「公的に確認できる」外国人学校卒業生(中華学校、ブラジル学校など)
大学の個別審査によって高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者(朝鮮学校)に対し、受験資格を認めるとした。

* 枝川裁判

2003年12月に、東京都江東区枝川にある東京朝鮮第2初級学校(日本の小学校に相当)の校舎の一部を取り壊して、公有地である校地の一部約4000m²を返還することと、1990年4月1日以降の使用相当損害金として約4億円の支払いを求めて東京都が提訴した裁判。
現在、裁判は8回を数え、戦後補償の問題、民族教育権の保障の問題等を争点に争われている。

3. 現代日本における外国とつながりのある子供たちの教育の問題

「外国人」の子どもの不就学、進学の困難 就業、将来の生活への影響
外国人学校・民族学校のあり方・・・公的位置づけ(経済的支援、進学への便宜)
日本の一般の学校のあり方・・・「日本における初等教育の目的は、日本民族をそのコミュニティのメンバーとなるよう教育することにあるため、外国籍の子どもにそうした教育を受けることを強制するのは不適切である⁴」という政府見解のもと、さまざまな理由から、公立学校へ通うほかにない子供たちが多い現実をどう考えてゆくか。
日本社会の意識の問題

⁴ 2001年3月20日「日本政府報告に対する国連人種差別撤廃委員会の総括所見」より。同所見はこの日本政府見解に対して「委員会は強制が統合という目的を獲得する上で全く不適切であるという主張に同意する」としながらも「異なった取り扱い基準が、人種隔離、ならびに教育、訓練および雇用に関する権利の享受の不平等をもたらすことを懸念している」とし「日本の公立学校において、マイノリティ言語による教育へのアクセスを確保するよう」勧告している。

(参考資料)

世界人権宣言(1948年12月、第3回国連総会採択)より・・日本政府仮訳

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第26条

- 2 教育は、人格の完全な発展ならびに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容、及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Children)日本政府訳、正文は英語

1989年11月に国連総会で採択され、日本は1994年5月に158番目にこの条約を批准した。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に対する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

日本の外国人学校(2006年9月現在)⁵【『日本の中の外国人学校』巻末資料より】

ブラジル学校	96校
ペルーなどの南米系学校	3校
インターナショナルスクール・欧米系(フランス・ドイツ)学校	26校
朝鮮学校	73校
韓国学校	4校
中華学校	5校
その他	4校(インドネシア人学校、インド人学校、アメラジアンスクール、フィリピン人学校各1)

文部科学省「外国人児童生徒の動向」(文部省HPより、傍線は河路による)

近年、我が国の学校に就学する外国人、とりわけ中南米からの日系人労働者に同伴する子どもが多数を占めており、平成17年5月現在、公立の小学校・中学校・高等学校、盲・聾・養護学校及び中等教育学校に約7万人在籍している。

そのうち日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成17年9月現在、約2万人である。

なお、これら外国人児童生徒の母語は54言語にわたっている。

文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成17年度)」結果

1. 我が国の公立小学校・中学校・高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、20,692人(平成16年度19,678人、以下かっこ内は平成16年度数値)で、前回から5.2パーセント増加。
2. 学校種別では、小学校14,281人(13,307人)、中学校5,076人(5,097人)、高等学校1,242人(1,204人)、盲・聾・養護学校70人(55人)、中等教育学校23人(15人)である。
3. 在籍学校数は、全体で5,281校(5,346校)と前回調査より1.2パーセント減少。
4. 学校種別では、小学校3,235校(3,215校)、中学校1,697校(1,783校)、高等学校305校(308校)、盲・聾・養護学校42校(39校)、中等教育学校2校(1校)である。
5. 在籍期間別では、「6ヶ月未満」在籍している児童生徒数は減少している一方、「6ヶ月以上1年未満」「1年以上2年未満」「2年以上」在籍している児童生徒数は増加している。
6. 母語別では、ポルトガル語7,562人(7,033人)、中国語4,460人(4,628人)、スペイン語3,156人(2,926人)、その他の母語5,514人(5,091人)となっており、これまでの調査同様、ポルトガル語、中国語及びスペイン語の3言語で全体の7割以上を占めている。
7. 在籍人数別学校数では、「5人未満」の学校が全体の8割を占めており、在籍人数別市町村数では、「5人未満」の市町村が全体の過半数を占めている。

(主な参考文献)

⁵ 文部科学省による調査では2005年5月現在、外国人学校数は111、生徒数は24,283人)

ウリハッキョをつづる会(2001)『朝鮮学校ってどんなところ?』(社会評論社)

小沢有作(1978)『近代民衆の記録 10 在日朝鮮人』(新人物往来社)

梶井陟(1974)『朝鮮人学校の日本人教師』(亜紀書房)

姜徹^{カンテョル}(1987)『在日朝鮮人の人権と日本の法律』(雄山閣)

月刊『イオ』編集部(2006)『日本の中の外国人学校』(明石書店)

在日コリアン研究会(2004)『となりのコリアン』(社会評論社)

佐久間孝正(2006)『外国人の子どもの不就学 異文化に開かれた教育とは』(勁草書房)

田尻英三・田中宏・吉野正・山西優二・山田泉(2004)『外国人の定住と日本語教育』(ひつじ書房)

朴鐘鳴^{パクチョンミン} 編(1999)『在日朝鮮人 第2版 歴史・現状・展望』(明石書店)

樋口雄一(1986)『協和会 戦時下朝鮮人統制組織の研究』(社会評論社)

福田誠治・末藤美津子編(2005)『世界の外国人学校』(東信堂)

宮島喬(2003)『共に生きられる日本へ 外国人施策とその課題』(有斐閣選書)

宮島喬・太田晴雄編(2005)『外国人の子どもと日本の教育』(東京大学出版会)